

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月〇日、原動機付自転車で自宅から派遣先事業場に通勤途中、車線変更した際に転倒し、負傷した。
- 2 請求人は、同日、Cクリニックに受診し「下顎挫創、右手背部擦過創、右膝部打撲傷、右手掌皮膚欠損創」と診断され、さらに同日、D整形外科に受診し「下顎部挫創、右手打撲傷、右手関節捻挫、右膝打撲傷、右手部挫創」と診断された。その後、同月翌日、Eクリニック及びFクリニックに受診し、同月〇日、G鍼灸整骨院に受診した。
- 3 請求人は、請求人の傷病は通勤によるものであるとして上記各医院に係る療養給付、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの休業給付及び同月〇日から同年〇月〇日までの休業給付を請求したところ、監督署長は、通勤によるものと認め、これらを支給する旨の処分をした。
- 4 その後、請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日の間のG鍼灸整骨院におけるはり・きゅうの施術費用に係る療養給付を請求するとともに、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの休業給付を請求したところ、監督署長は、はり・きゅうの施術については主治医の同意等が得られていないとして、これらを支給しない旨の処分を行ったほか、先に支給決定済の同年〇月〇日から同年〇月〇日までの休業給付についても、同様の理由で、遡及して支給しない旨の変更決定処分をした（以下これらを併せ「本件処分」という。）。本件は、請求人が、本件処分

を不服として同処分の取消しを求める事案である。

- 5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

（略）

- 2 原処分庁

（略）

第4 争点

請求人の療養給付及び休業給付の請求に対し、平成〇年〇月〇日以降の期間について支給をしない旨の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理由

- 1 当審査会の事実認定

（略）

- 2 当審査会の判断

（1）本件処分のうち療養給付について、請求人は、医療機関ではなく、鍼灸整骨院においてはり・きゅうの施術を受けている。鍼灸整骨院におけるはり・きゅうの施術が療養給付の対象となるためには、主治医が同施術を行うことを必要と認め、診断書を交付することが要件であるところ、請求人については、主治医が同施術を行うことに同意していないことは明らかであり、療養給付の対象とはならないものと判断する。

（2）また、休業給付についても、（1）に示したとおり、はり・きゅうの施術は療養給付の対象とならないことから、療養のために休業したとは認められず、不支給とするのが妥当である。

- 3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。